

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

当館にて情報収集を行ったところ、現時点では、日本、PNG 間の商用便としては、(1)POM→ブリスベン(豪州)→オークランド(NZ)→成田と、(2)POM→ブリスベン→台湾→成田／関空が運航しています。これらの詳細は以下の通りです。在留邦人の皆様におかれましては、各航空会社の運行状況や経由地での乗継ぎ(トランジット)条件や必要な申請方法は随時変更される可能性を十分に考慮の上、必ずご自身で航空会社や代理店に確認するようにお願いします。

1 フライト情報

(1)POM→ブリスベン(豪州)→オークランド(NZ)→成田

- ・ポートモレスビー→ブリスベン(ニューギニア航空・PX3便)
- ・ブリスベン→オークランド(NZ航空・146便)
- ・オークランド→成田(NZ航空・99便)

【ニューギニア航空HP】

<http://www.airniugini.com.pg/>

【NZ航空HP】

<https://www.airnewzealand.jp/resume-nrt-akl-flights-information>

(2)POM→ブリスベン(豪州)→台湾→成田／関空

- ・ポートモレスビー→ブリスベン(ニューギニア航空・PX003便)
- ・ブリスベン→台湾(エバー航空・BR316便)
(中華航空・CI054便)
- ・台湾→成田(エバー航空・198便 ※10/10、10/31、11/14、11/28)
(中華航空・CI104便 CI100便 ※10/8、10/22、11/5、11/12)
- ・台湾→関空(エバー航空・132便 ※10/31、11/14、11/28)

【中華航空 HP】

<https://www.china-airlines.com/jp/jp>

【エバー航空 HP】

<https://www.evaair.com/ja-jp/index.html>

【ニューギニア航空 HP】

<https://www.airniugini.com.pg/>

2 乗継ぎ関連情報

(1)ブリスベンでの乗継ぎについて

現在、第3国から豪州国内において乗継ぎをする場合は、国際線で到着した空港と出国する空港が同じである必要があります。また豪州国外からブリスベンを経由して PNG へ向かう際には、トランジット時間に応じて以下の申請が必要となり、乗継ぎ待ちをする場所が変わります。

●8時間未満の乗継ぎの場合

(a) 豪州トランジットビザの取得、豪州から先の旅程に係わる証拠書類(E チケット等)が必要。

(b) 空港内で次の乗継ぎまで待機する。

●8～72時間の乗継ぎの場合

(a) 豪州トランジットビザの取得、豪州から先の旅程に係わる証拠書類(E チケット等)が必要。

(b) 現地で指示される指定ホテルで次の乗継ぎまで待機する。

※72時間までのトランジットの場合には隔離免除申請は不要となりました。

※豪州トランジットビザ=Transit visa(subclass771)は以下のリンクから申請いただけます。

【内務省 HP】

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/transit-771>

【豪州保健省 HP】

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers#recommended-quarantine-exemptions-for-some-other-travellers>

【ブリスベン空港 HP】

<https://www.bne.com.au/passenger/passenger-information/covid-19-coronavirus>

(2) 台湾での乗継ぎについて

現在、台湾でのトランジットについては、同一航空会社同士による8時間以内の乗継ぎの場合にのみ認められています(以下の台湾 Centers for Disease Control の HP 参照)。フライトの遅延等によって乗継ぎ時間が8時間を超過する場合には強制的に出発地に送還されるとの情報もあるところ、その場合の対応等については、各航空会社へ必ずお問い合わせ下さい。

【台湾 Centers for Disease Control HP】

<https://www.cdc.gov.tw/En/Bulletin/Detail/pis3aYhaXkLCDrN8XV-9KQ?typeid=158>

※各国のビザ及び検疫免除に係わる申請等については、事情により急な変更もあり得ますので、常に最新の情報を航空会社、旅行代理店等から入手するようにしてください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road、 Waigani、 Port Moresby、 NCD、 Papua New Guinea

電話: 3211800

国外からは(国番号 675) 321-1800

E-mail: sceoj@pm.mofa.go.jp

ファックス : 323-0153

国外からは(国番号 675) 323-0153

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>